参考資料

監督署が重点確認する「健康・福祉確保措置」①～⑩

労務監査クラウド ヨクスル

■健康・福祉確保措置の内容

36協定の特別条項を締結する際は、次の①～⑩から措置を選んで協定・届出する必要があります。令和８年９月１日以降の労働基準監督署の調査においては、当該健康・福祉確保措置の実施状況が重点的に確認されることになります。

- ① 長時間労働者に対する医師による面接指導
- ② 深夜業の回数の制限
- ③ 勤務間インターバルの確保
- ④ 代償休日・特別な休暇の付与
- ⑤ 健康状態に応じた健康診断
- ⑥ 年次有給休暇の連続取得の促進
- ⑦ 心とからだの相談窓口の設置
- ⑧ 健康状態に配慮した配置転換
- ⑨ 産業医等の助言・指導、保健指導
- ⑩ その他（自社で定める措置）

Copyright (C) 2026 株式会社 全国労務診断協会 All Rights Reserved.